

幡豆町における人事行政の運営等の状況について

特記事項

幡豆町は平成23年4月1日に西尾市と合併をしたため、幡豆町における人事行政の運営等の状況については、平成22年度の状況のみの掲載となります。

1 職員の給与の状況

(1) 総括

人件費の状況（22年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度人件費比率
12,515人	4,346,761千円	348,155千円	1,134,605千円	26.1%	20.2%

ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

年 度	18年	19年	20年	21年	22年
指 数	83.5	85.7	87.9	91.6	92.9

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(2) 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当

幡豆町	
1人当たり平均支給額（22年度）	1,289千円
22年度支給割合	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員の支給割合です。

退職手当（22年4月1日現在）

支給率	幡豆町	
	自己都合	勸奨定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額	12,234千円	15,830千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に対して愛知県市町村職員退職手当組合から支給された平均額です。

職員手当の状況

手当名	支給実績 (22年度)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度)	備 考
地域手当	-	-	平成22年度から支給率は0%
特殊勤務手当	22千円	3,667円	
時間外手当	28,358千円	497,509円	
扶養手当	11,975千円	234,804円	
住居手当	3,828千円	255,200円	
通勤手当	4,580千円	54,524円	

(3) 育児休業等取得者数(22年度中に新たに育児休業(部分休業)を取得とした職員数)
(単位:人)

区 分	男性	女性
育児休業取得者数	0人	3人
部分休業取得者数	0人	1人
計	0人	4人

2 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況(22年度) (単位:人)

処分事由	処分の種類				合計
	降任	免職	休職		
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	0		0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
廃職、過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
合 計	0	0	0		0

(2) 職員の懲戒処分の状況(22年度) (単位:人)

処分事由	処分の種類					合計
	戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	0	0	0	0		0
職務義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0		0
非行のあった場合	1	0	0	0		1
合 計	1	0	0	0		1

3 職員の服務の状況

(1) 営利企業等への従事許可の状況(22年度) (単位:件)

区 分	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねるもの	0
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0
を除き報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの	0
合 計	0

4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(22年度)

特別研修(日常の職務を能率的に遂行し、幅広い知識を身につけ、実務に役立つことを目的とする研修)

研修名	対象者	研修内容等	開講数	研修日数	延べ日数	修了者数
JST基本コース指導者養成研修	係長以上	新任係長研修で行うJST基本コースの講師を養成するためのJST指導に関する講義、討議及び実習	1回	5日	5日	1人
JKET指導者養成研修	係長以上	公務員倫研修の講師を養成するための講義、討議及び実習	1回	3日	3日	1人
民法研修(家族法)	全職員	親族法及び相続法	1回	3日	3日	1人
ディベート研修	全職員	ディベートの基本及び技法、演習及び講評	1回	3日	3日	1人
タイムマネジメント研修	全職員	時間感覚を養う演習と合理的対処法の実践的学習	1回	1日	1日	1人
地方自治法研修	全職員	地方自治法の基礎及び事例研究	1回	3日	3日	1人
法制執務(基礎)	全職員	法制執務・法の仕組みについて、条例・規則概論、条例・規則の立案方式及び事例研究	2回	2日	4日	3人
財務会計研修	全職員	地方財政税度及び事例研究	1回	3日	3日	1人
合 計			9回	23日	25日	10人

職場研修(各課における所管業務について、実務上の専門知識の習得を図るとともに、各職場に明るい雰囲気を作る)

研修名	対象者	研修内容等	開講数	研修日数	延べ日数	修了者数
フレッシュ公務員ノート	新規採用職員	公務員としての基礎知識習得及びフレッシュ公務員の記録	-	3月	3月	4人

派遣研修

幡豆町では、一般的な基礎知識等を効果的に習得させるために、西三河4町で構成する西三4町地区職員研修協議会や愛知県市町村振興協会研修センターに階層別に職員を派遣しています。

研修名	対象者	研修内容等	開講数	研修日数	延べ日数	修了者数
新規採用職員前期研修	新規採用職員	一色町長講話、地方自治のはなし、地方公務員のはなし、接遇、地方財政のはなし、文書のはなし、先輩を囲んで	1回	3日	3日	4人
新規採用職員後期研修	新規採用職員	接遇、地方自治のはなし、地方財務のはなし、地方公務員のはなし	1回	2日	2日	4人
一般職員前期研修	入所後4年目の職員	地方自治制度、地域の課題、公務員倫理、地方税財政制度、地方公務員制度、法制執務、民法入門、事務改善、行政法入門	1回	5日	5日	3人
一般職員中期研修	入所後7年目の職員	吉良町長講話、地域の課題、行政法、地方公務員法、地方自治法、法制執務、民法、創造性開発、中堅職員の役割	1回	5日	5日	1人
新任係長研修	係長に昇任した職員	幸田町長講話、公務員倫理、係長の役割	1回	4日	4日	4人
現任係長研修	係長に昇任後3年目の職員	地域の課題、政策課題研究	1回	3日	3日	1人
課長補佐研修	課長補佐に昇任した職員	地方分権時代のまちづくり、変革期における組織変革、部下育成、政策形成	8回	3日	18日	9人
課長研修	課長に昇任した職員	官民役割分担とパートナーシップによる自治体経営改革、自治体における危機への対策と対応、リーダー作法	4回	2日	6日	6人
オープンセミナー	全職員	時事問題に関する講演	1回	1日	1日	1人
合 計			19回	28日	47日	33人

(2) 勤務成績の評定の概要(22年度)

「幡豆町職員の勤務評定に関する規則」に基づき、勤務成績評定を実施している。

5 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金(22年度)

執行額	職員数	1人当たりの負担額
130,070,931円	121人	1,074,966円

(2) 職員互助会(22年度)

幡豆町補助額	会員数	1人当たりの補助額
762,000円	127人	6,000円

(3) 安全衛生管理体制(22年度)

安全衛生管理体制の概要

職員の安全の確保、健康の保持増進などの諸施策を効率的に推進するために、幡豆町職員安全衛生管理規程の定めるところにより、総括安全衛生管理者(副町長)を組織の長とする安全衛生管理体制を整備していました。

一般定期健康診断(人間ドック受診者を含む)

(単位:人)

	受診者数 (延べ)	健康管理区分(医療面)			
		要医療	要精検	要観察	正常
人数	204	16	77	87	24

備考 臨時職員(健康保険加入者)を含みます。

(4) 職員の災害補償(22年度)

公務災害認定件数

(単位:件)

負 傷				疾 病				合 計
自己職務 遂行中	出張中	その他	計	公務上の 負傷に 起因する 疾 病	職業病	その他公 務起因性 の明らか な 疾 病	計	
1	0	0	1	0	0	0	0	1

通勤災害認定件数

(単位:件)

出勤途上	退勤途上	合計
0	0	0

公務災害補償基金負担金

執 行 額	職員数	1人当たりの負担額
711,943円	124人	5,741円